

上烏田浄水場配水池等整備DB事業 設計・建設工事請負契約書 新旧対照表

変 更 後	変 更 前	備考欄
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (定義等) (p2-p3)</p> <p>(13)「性能試験計画書」とは、受注者が募集要項等及び第49条第2項の規定に従って発注者に提出する計画書をいい、①性能試験の内容及び実施項目、②性能試験の実施方法及び実施時期、③発注者の確認が必要となる事項及び確認時期、④その他性能試験実施上の必要となる事項を内容とする。</p> <p>(14)「試運転計画書」とは、受注者が募集要項等及び第50条第2項の規定に従って発注者に提出する計画書をいい、①試運転の内容及び実施項目、②試運転の実施方法及び実施時期、③発注者の確認が必要となる事項及び確認時期、④その他試運転実施上の必要となる事項を内容とする。</p> <p>第2章 本契約の対象等</p> <p>第10条 (契約の保証) (p5)</p> <p>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第94条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>第11条 (権利義務の譲渡等) (p5)</p> <p>2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第38条第2項の規定による検査に合格したもの及び第67条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第24条 (要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に伴う増加費用</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (定義等) (p2-p3)</p> <p>(13)「性能試験計画書」とは、受注者が募集要項等及び第53条第2項の規定に従って発注者に提出する計画書をいい、①性能試験の内容及び実施項目、②性能試験の実施方法及び実施時期、③発注者の確認が必要となる事項及び確認時期、④その他性能試験実施上の必要となる事項を内容とする。</p> <p>(14)「試運転計画書」とは、受注者が募集要項等及び第54条第2項の規定に従って発注者に提出する計画書をいい、①試運転の内容及び実施項目、②試運転の実施方法及び実施時期、③発注者の確認が必要となる事項及び確認時期、④その他試運転実施上の必要となる事項を内容とする。</p> <p>第2章 本契約の対象等</p> <p>第10条 (契約の保証) (p5)</p> <p>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第98条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>第11条 (権利義務の譲渡等) (p5)</p> <p>2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第42条第2項の規定による検査に合格したもの及び第71条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第24条 (要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に伴う増加費用</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

上烏田浄水場配水池等整備DB事業 設計・建設工事請負契約書 新旧対照表

変 更 後	変 更 前	備 考 欄
<p>の負担) (p11)</p> <p>4 前条第1項に規定する変更請求が法令等の変更又は不可抗力によるときは、当該要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に関して、受注者に発生する増加費用に関しては第86条又は第87条に規定する負担方法がそれぞれ適用される。</p> <p>第64条 (前金払及び中間前金払) (p27)</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、第93条第5項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第87条 (不可抗力による損害) (p35)</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第84条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p>	<p>の負担) (p11)</p> <p>4 前条第1項に規定する変更請求が法令等の変更又は不可抗力によるときは、当該要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に関して、受注者に発生する増加費用に関しては第90条又は第91条に規定する負担方法がそれぞれ適用される。</p> <p>第64条 (前金払及び中間前金払) (p27)</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、第97条第5項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第87条 (不可抗力による損害) (p35)</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第88条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

上烏田浄水場配水池等整備DB事業 設計・建設工事請負契約書 新旧対照表

変 更 後						変 更 前						備考欄		
別紙1 リスク分担表 (p46)						別紙1 リスク分担表 (p46)						(変更)		
段階	リスクの種類	NO.	リスクの内容	当広域連合企業団	事業者	段階	リスクの種類	NO.	リスクの内容	当広域連合企業団	事業者			
共通	公表資料リスク	1	本事業に係る公表資料の誤りに関するもの、変更に関するもの等	○		公表資料リスク	公表資料リスク	1	本事業に係る公表資料の誤りに関するもの、変更に関するもの等	○				
	応募リスク	2	応募費用の負担		○	応募リスク	応募リスク	2	応募費用の負担		○			
	契約締結(未締結・遅延)リスク		3	当広域連合企業団の事由により契約が締結できない、又は契約締結の遅延によるもの	○		契約締結(未締結・遅延)リスク		3	当広域連合企業団の事由により契約が締結できない、又は契約締結の遅延によるもの	○			
			4	事業者の事由により契約が締結できない、又は契約締結の遅延によるもの		○			4	事業者の事由により契約が締結できない、又は契約締結の遅延によるもの		○		
			5	当広域連合企業団、事業者いずれの責でもない事由により、契約が締結できない、又は契約手続が遅延した場合	△	△			5	当広域連合企業団、事業者いずれの責でもない事由により、契約が締結できない、又は契約手続が遅延した場合	△	△		
	支払遅延・支払不能リスク		6	当広域連合企業団の支払の遅延又は不能	○		支払遅延・支払不能リスク		6	当広域連合企業団の支払の遅延又は不能	○			
	制度変更リスク	行政リスク	7	当広域連合企業団の事業方針の変更によるもの	○		制度変更リスク	行政リスク	7	当広域連合企業団の事業方針の変更によるもの	○			
		法令変更リスク	8	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○			法令変更リスク	8	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○			
			9	上記以外のもの	△	△			法令変更リスク	9	上記以外のもの		○	
		税制変更リスク	10	消費税等の税率の変更	○			税制変更リスク		10	消費税等の税率の変更	○		
			11	本事業に関する新税の成立、税制変更(法人の利益に係る税、消費税を除く)	○				税制変更リスク	11	本事業に関する新税の成立、税制変更(法人の利益に係る税、消費税を除く)	○		
		12	法人の利益に係る税の変更		○		12	法人の利益に係る税の変更			○			
	許認可リスク	13	当広域連合企業団が取得すべき許認可	○		許認可リスク	13	当広域連合企業団が取得すべき許認可	○		許認可リスク	14	事業者が取得すべき許認可	○
		14	事業者が取得すべき許認可		○		14	事業者が取得すべき許認可		○				
以下略						以下略								
別紙4 かずさ水道広域連合企業団 個人情報取扱特記事項 (p50)						別紙4 かずさ水道広域連合企業団 個人情報取扱特記事項 (p50)						(変更)		
第6条 (個人情報の管理)						第6条 (個人情報の管理)								
2 受注者は、再委託を行った場合は、 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項第1号の規定に基づき 、当該再委託に係る個人情報の取扱いが適正に行われるよう、再委託先に対し必要かつ適切な 監督を行うとともに当該再委託に係る個人情報の滅失、漏えいその他の個人情報の保護に関するすべての責任を負うものとする。						2 受注者は、再委託を行った場合は、条例 第11条の規定に基づき当該再委託に係る個人情報の取扱いが適正に行われるよう、再委託先に対し必要かつ適切な 監督を行うとともに当該再委託に係る個人情報の滅失、漏えいその他の個人情報の保護に関するすべての責任を負うものとする。								